



平成 29 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 東海旅客鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 柘植 康英
(コード番号 9022 東証、名証各第1部)
問合せ先 執行役員広報部長 丹羽 俊介
(TEL. 052-564-2549)

中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画（その2）の認可申請について

本日の取締役会において、全国新幹線鉄道整備法第9条（以下「全幹法」という。）に基づき、中央新幹線品川・名古屋間の工事実施計画について、国土交通大臣に認可申請することを決定しましたので、お知らせ致します。

◎全幹法第9条第1項及び第2項並びに全幹法施行規則第2条第1項及び第2項に定められた事項に基づき申請致します。

- ・概要は別紙「工事実施計画（その2）の概要」をご参照ください。
- ・今回は、工事実施計画（その2）として、電力設備や信号通信設備等の電気設備を中心に申請するとともに、土木工事について、設計検討及び調査の深度化、協議の進捗に伴い、既に認可を受けた線路縦断面図等を変更します。車両、駅設備等については、今後工事内容が確定した段階で、認可申請する予定です。

◎品川・名古屋間の工事費は、工事実施計画（その2）として8,377億円の計画です。これに、工事実施計画（その1）として認可された工事費4兆158億円を加えた総額は4兆8,536億円となります。さらに今後申請予定である車両、駅設備等の現時点の見込み額を合算した総工事費は、5兆5,235億円となり、これは工事実施計画（その1）の認可申請の際に示した総工事費から変更ありません。

工事実施計画（その２）の概要

（１） 工事実施計画（その１）から追加する事項

- 全幹法第９条第１項及び全幹法施行規則第２条第１項に基づく工事実施計画記載事項のうち、以下の項目

７．工事方法

- ヌ．列車の制御方式 列車間の間隔を確保する装置による方法
- ル．通信設備の概要 光搬送設備及び列車無線設備
- カ．き電線、送電線及び配電線（低圧のものを除く。）の架設方式、種類及び太さ

- 全幹法第９条第２項及び全幹法施行規則第２条第２項に基づく工事実施計画添付書類のうち、以下の項目

- 連動図表、通信回線図、き電系統図、配電系統図、変電所単線結線図、運転保安設備の概要を示す書類

（２） 工事実施計画（その１）から変更する事項

- 全幹法第９条第１項及び全幹法施行規則第２条第１項に基づく工事実施計画記載事項のうち、以下の項目

３．線路の位置

- 河川管理者等との協議の結果に伴い、一部の駅位置及び線路縦断線形を変更する。

７．工事方法

- ヨ．発電所及び変電所の概要 き電用変電所

８．工事予算

- 電気関係工事の申請に伴い、その工事費を工事費予算書に計上する。

- 全幹法第９条第２項及び全幹法施行規則第２条第２項に基づく工事実施計画添付書類のうち、以下の項目

- 線路平面図、線路縦断面図、停車場平面図、送電系統図、特殊な設計がある場合には、その概要を示す書類、建設工事の工程表

中央新幹線品川・名古屋間（延長 285km605m）工事費予算書

項 目	金 額	備 考
	千円	
用 地 費	342,040,000	
路 盤 費	110,090,000	
橋 梁 費	292,200,000	
隧 道 費	1,621,960,000	
軌 道 費	724,360,000	
停 車 場 費	520,600,000	
車庫・検査修繕施設費	—————	
諸 建 物 費	—————	
電灯・電力線路費	288,470,000	
通 信 線 路 費	69,200,000	
運 転 保 安 設 備 費	68,370,000	
防 護 設 備 費	3,780,000	
連 絡 設 備 費	—————	
電 車 線 路 費	177,070,000	
発 電 所 ・ 変 電 所 費	412,360,000	
小 計	4,630,500,000	
工 事 用 建 物 費	970,000	
工 事 用 機 械 費	15,320,000	
工 事 附 帯 費	206,770,000	
小 計	223,060,000	
計	4,853,560,000	
車 両 費	—————	
合 計	4,853,560,000	
1 km 当たりの工事費 (車両費を除く。)	16,990,000	

※ 消費税は含まない。

※ 現時点での総工事費：5,523,550,000千円（車両費を含む。山梨リニア実験線既設分は除く。）